

8 桂 監 第 6 号
令和 8 年 6 月 2 4 日

桂川町長 井 上 利 一 様

桂川町監査委員 稲 岡 良 平

桂川町監査委員 杉 村 明 彦

6 月 例 月 出 納 検 査 結 果 に つ い て （ 報 告 ）

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項及び桂川町監査基準第 2 条第 1 項第 5 号の規定により、例月出納検査を実施したので、同法第 2 3 5 条の 2 第 3 項及び同基準第 1 4 条第 3 項の規定により、下記のとおりその結果を報告します。

記

- 1 検査の対象 会計管理者所管分
- 2 提出書類 令和 8 年 5 月分
- 3 検査の期間 令和 8 年 6 月 2 2 日・2 3 日・2 4 日
- 4 監査の場所 桂川町監査室
- 5 検査の概要
 - (1) 会計管理者保管の歳入・歳出伝票及び関係書類を照合しました。
 - (2) 各金融機関の発行した残高証明書、預金明細書、基金台帳、収入・支出月計表及び収支計算書等により現金保管の状況を確認しました。
 - (3) 関係職員から収納状況等を聴取しました。
- 6 評価項目 現金の出納事務が適正に行われているか。
- 7 検査の結果

歳計現金、歳計外現金及び基金預金残高について、相違ないことを認めましたが、別紙のとおり一部不適切な事務処理がありました。

なお、指摘事項については、7 月 2 1 日（火）までに文書で回答してください。

一般会計 令和8年6月 例月出納検査における指摘事項

1. 概要

令和8年5月分の一般会計例月出納検査において、令和8年5月15日起票の支出（令和8年5月29日支出）と令和8年5月18日起票の支出（令和8年6月1日支出）が、同一の印刷製本費であることが判明した。

2. 主管課

学校教育課

3. 問題点

本件は、成果物の金額や納品時期を優先するあまり、予定価格が10万円以上と見込まれていたにも関わらず、支出負担行為兼支出命令書を2回に分けるという随意契約に係る見積書徴収手続を回避したと受け取られかねない契約の分割執行が認められた。

4. 意見

今回の事務処理は、財務規則の趣旨に照らしても不適切であり、契約の透明性や競争性等を損なう行為である。安価な事業者を選定し経費削減に努めようとする姿勢自体は評価できるものであるが、実際には見積徴収を行っていないため安価である旨の判断はできないことから競争性及び経済性を確認することができない。また、選定の妥当性を客観的に確認することができないために契約手続の透明性及び公平性の確保が不十分な状態となっている。今後は契約の内容に応じて適切に契約金額を算定し、財務規則に基づく手続を厳正に実施されたい。